

第7次 沼津市高齢者保健福祉計画

平成 27 年度～平成 29 年度

第 7 次 沼津市老人福祉計画

第 6 期 沼津市介護保険事業計画

概 要(案)

沼 津 市

目 次

第1章 計画の概要..... 3

①	計画の趣旨（背景と目的）	3
②	計画の位置づけ及び計画期間	4
③	計画の基本理念	6
④	計画の基本施策	7
⑤	日常生活圏域について	9
⑥	第6次沼津市高齢者保健福祉計画の実施状況と評価	11

第2章 高齢者の現状と将来推計13

①	高齢者の現状	13
(1)	人口の推移など	13
(2)	高齢者の生活と意識に関する調査・介護サービス利用実態調査	16
(3)	一人暮らし高齢者等実態調査	17
(4)	高齢者の就労状況	18
②	高齢者に係る将来推計	19
(1)	人口及び高齢者人	19
(2)	要介護・要支援認定者数	20

第3章 計画各論21

①	地域包括ケアシステムの整備（生活支援の必要のある方に）	21
(1)	地域での連携、協働による高齢者の支援	21
(2)	地域包括支援センターの拡充	22
(3)	一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯への支援	23
(4)	認知症施策の推進	23
(5)	医療・介護の連携	24
(6)	高齢者の権利擁護	24
(7)	介護する家族のために	25
(8)	高齢者の生活支援	25
②	介護予防（健康に不安のある方・要支援の認定を受けている方に）	26
(1)	介護予防事業の推進	26
(2)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	27

③	介護サービスの充実（要介護・要支援の認定を受けている方に）	28
（１）	要介護認定を受けている方に	28
（２）	要支援認定を受けている方に	28
（３）	日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの量の見込み	29
（４）	施設の整備目標	29
（５）	よりよい介護保険制度のために	29
（６）	第１号被保険者の保険料について	30
④	安全・安心のまちづくり	31
（１）	ユニバーサルデザインによるまちづくり	31
（２）	住環境の整備及び確保	31
（３）	生活環境の向上	32
（４）	防犯・防災対策	32
⑤	健康づくりと生きがいつくり	33
（１）	スポーツの推進と健康づくり	33
（２）	健康診査・がん等の検診など	33
（３）	高齢者の様々な活動支援	34
（４）	高齢者の経験と知識を活かす仕組みづくり	34
（５）	老人クラブの支援	34
（６）	敬老行事の開催	35
（７）	高齢者の就労支援	35

第４章 計画推進のために…………… 36

第 1 章 計画の概要

1 計画の趣旨（背景と目的）

〈さらに進む高齢化社会〉

沼津市の 65 歳以上の高齢者人口は、「第 6 次沼津市高齢者保健福祉計画」を策定中の平成 23 年 10 月 1 日現在 50,855 人、高齢化率は 24.7%で、市民の 4 人に 1 人が高齢者という状況でした。

3 年後の平成 26 年 10 月 1 日現在の高齢者人口は 56,035 人で、3 年間で 5,180 人増加し、高齢化率は 27.6%と、高齢者人口、高齢化率共に上昇しています。（人口はいずれも住民基本台帳人口、平成 26 年は外国人を含む）

本計画で行った将来人口推計では、高齢者人口は計画最終年の平成 29 年に 58,942 人、高齢化率 29.9%と予想しており、沼津市民の約 3 人に 1 人が高齢者ということになります。そして、高齢者人口は平成 32 年がピークですが、高齢化率は総人口の減少があるため、その後もしばらく上昇を続けると見込まれています。

（参考）平成 25 年 3 月、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「都道府県別将来推計人口」において、静岡県は、平成 32 年には高齢者人口 1,089,795 人、高齢化率 30.3%、平成 37 年には 1,101,284 人、31.6%と予測しています。

〈多様な高齢者像〉

一言で高齢者といっても、一般的に高齢者と言われる 65 歳から 100 歳以上まで大きな開きがあります。この中には、就労している人もいれば、自治会活動やボランティアなどの社会活動をしている人、スポーツや趣味に打ち込んでいる人もたくさんいます。その一方で、病気と闘っている人や介護を必要とする人もいるなど、高齢者といっても一様ではありません。

〈しっかり支える〉

すべての高齢者が社会の中で安心して生活し活躍していくためには、背景に高齢者をしっかり支える仕組みがなければなりません。高齢者は、個人差はあるものの心身の機能の低下は避けられず、また生活困窮、身内がいないなどの問題を抱える高齢者もいます。これらの高齢者に対して、住み慣れた地域をベースに、自助、互助、共助、公助による支援のしくみを整え、医療、保健、福祉、介護保険などの市の施策を組み合わせ、しっかり支えていきます。

〈多様な高齢者像と高い高齢化率に対応した施策〉

今後当分の間、総人口の減少、高齢者人口の増加、高齢化率の上昇は続き、近い将来には人口の3人に1人が高齢者という時代を迎えることが考えられます。

第7次沼津市高齢者保健福祉計画は、沼津市民の約59,000人が高齢者になり高齢化率は29.9%になること、高齢者といっても一様でないこと、これらを踏まえ、すべての高齢者をすべての市民によりしっかり支える、また高齢者も支えられる側としてだけでなくできる範囲で共に支える側にもなるという考えのもと、高齢者が社会においていきいきと活躍できるよう、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を見据え、保健・福祉・介護保険を中心に高齢者に係る総合的な計画として策定しました。

2 計画の位置づけ及び計画期間

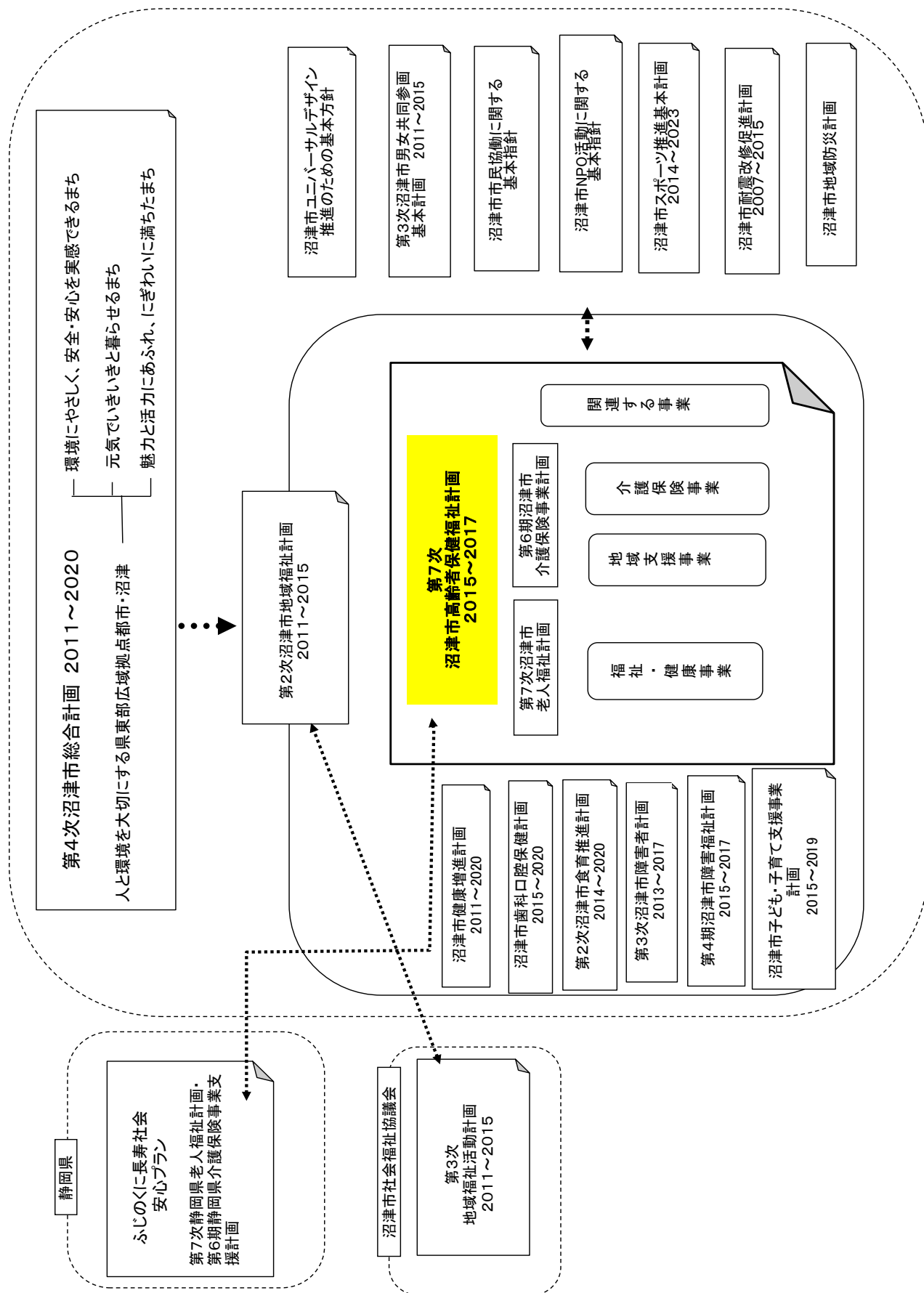
この計画は、これまでの計画と同様に、老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画だけでなく、介護予防の観点から重要である保健施策についても併せて盛り込んで策定しました。※

なお、計画の策定に当たっては、第4次沼津市総合計画の基本構想に基づき、沼津市地域福祉計画及び本市の他の計画との整合が図られるよう留意しました。

また、計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間です。

※介護保険法第117条で、「市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。」としており、老人福祉法第20条の8で、「市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。」としています。

計画の位置づけ及び他の計画との関係



3 計画の基本理念

第4次沼津市総合計画（2011～2020）の基本構想では、将来の都市像を「人と環境を大切にする県東部広域拠点都市・沼津」とし、3つのまちづくりの方針のひとつに、「元気でいきいきと暮らせるまち」を掲げています。

第7次沼津市高齢者保健福祉計画では、この基本構想に基づき、「いつまでも元気に楽しく過ごす」、「支え合いともに生きる」、「安心して暮らす」、「自分らしく生きる」の4つを基本理念として掲げ、健康寿命の延伸に向け、高齢者が「元気でいきいき暮らせるまち」を目指した計画を策定します。

いつまでも元気に楽しく過ごす

誰でも健康な状態で長寿を全うできるように、一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むように促すとともに、要介護になるおそれのある高齢者には、介護予防事業により要介護にならないように支援していきます。

支え合いともに生きる

自分でできること（自助）、隣近所レベルでお互いに助け合うこと（互助）、住民・団体・事業所・行政などが協働して行う共助と行政が中心になって行う公助を組み合わせ、介護保険や福祉施策によりしっかり高齢者を支えていきます。

安心して暮らす

すべての高齢者がそれぞれ住んでいる地域で安心して暮らせるように、ユニバーサルデザインの視点のもと、都市基盤の整備を進めるとともに、防犯・防災対策を推進するなど高齢者にとっての生活環境を向上させていきます。

自分らしく生きる

「生涯現役」として、一人ひとりの高齢者の状況に応じて、それぞれの高齢者が仕事・社会活動・趣味などに積極的に取り組むことを支援していきます。また、高齢者の人権を守り、尊厳を持って生きることを支援していきます。

4 計画の基本施策

「いつまでも元気に楽しく過ごす」、「支え合いともに生きる」、「安心して暮らす」、「自分らしく生きる」の4つの基本理念のもとで、5つの基本施策を掲げて計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(1) 地域包括ケアシステムの整備

市民の皆さんが高齢になっても、住み慣れた地域で、最期まで安心して暮らしていただけるよう「地域包括ケアシステム」の整備を進めます。

これは、高齢者の皆さんの「住まい」を中心に、「医療」、「介護」、「介護予防」及び「生活支援」を一体的に提供するための地域づくりを行うことで、保健・医療・介護・福祉専門職の皆さんのほか、地域住民の皆さんも含め、地域全体で取り組む施策がまとめてあります。

(2) 介護予防

介護保険法の改正により従来の介護予防事業を継続実施するとともに、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行準備を進めます。

高齢者が日頃から自分の健康状態をチェックし、適度な運動と適切な生活習慣を心がけ、要介護・要支援状態にならないようにするための介護予防の施策をまとめてあります。

(3) 介護サービスの充実

要介護・要支援の認定を受けている方のためのサービス・施設整備をまとめました。介護保険サービスや沼津市独自の特別給付の他、介護保険以外のサービスも併せてまとめられています。

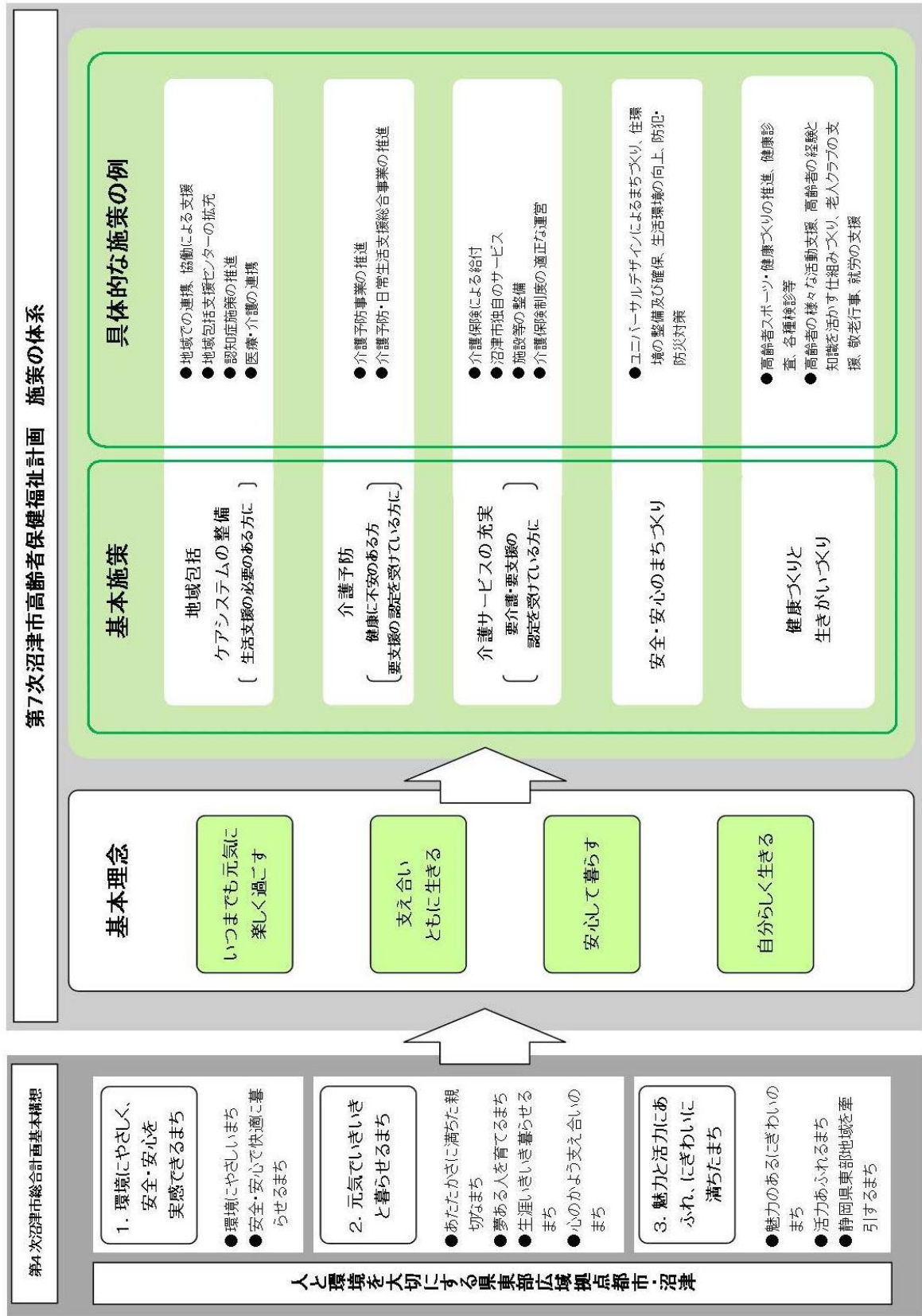
(4) 安全・安心のまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方を基本に、住環境の整備及び確保、生活環境の向上を進めるとともに、防犯対策や地震などの自然災害に対する防災対策などにより、すべての高齢者が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの施策をまとめてあります。

(5) 健康づくりと生きがいづくり

高齢者の健康増進のため、高齢者向けスポーツの推進や各種教室の開催、がん検診等による健康づくりをまとめてあります。また、高齢者を対象とした学習やボランティアなどの活動支援及び就労支援など、すべての高齢者が生涯現役として自分らしく生きていくための支援策などをまとめてあります。

施策展開の体系



5 日常生活圏域について

第4次沼津市高齢者保健福祉計画から、各地域の特長を生かしながら高齢者の保健・福祉施策を進めていくために、5つの圏域を設定し、各圏域に設置してある地域包括支援センターを核として地域の高齢者保健・福祉を推進してきました。

第7次沼津市高齢者保健福祉計画においては、第4次沼津市総合計画に沿って一部の圏域を見直しました。

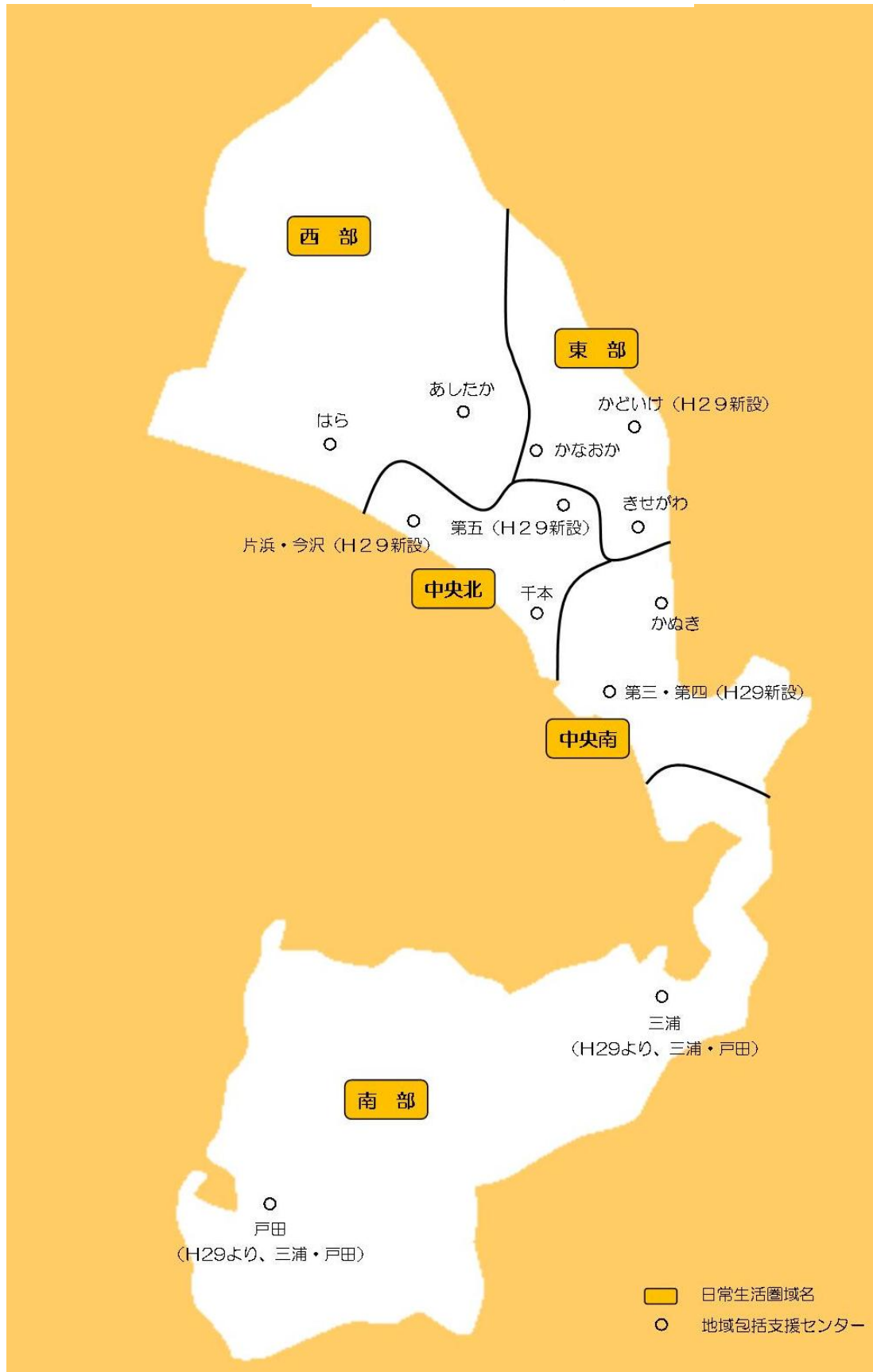
また、これまで以上に、地域の繋がりを活かし、高齢者の皆さんに対するきめ細やかな相談や支援などの取り組みを進めていくため、平成29年度から地域包括支援センターを再編成します。

日常生活圏域別高齢者人口等

圏域名	地区名	人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	要介護等認 定者数(人)	地域包括支援センター	
						H27～28	H29
西部	原	25,796	6,851	26.6	966	はら	はら
	浮島						
	愛鷹	15,461	3,970	25.7	548	あしたか	あしたか
東部	金岡	22,952	5,780	25.2	742	かなおか	かなおか
	門池	16,094	3,721	23.1	635		かどいけ
	大岡	20,066	4,551	22.7	632	きせがわ	きせがわ
中央北	今沢	16,510	4,886	29.6	689	あしたか	片浜・今沢
	片浜						
	第一	15,916	5,090	32.0	777	千本	千本
	第二						
	第五	21,018	5,617	26.7	891		第五
中央南	第三	20,583	5,955	28.9	857	かぬき	第三・第四
	第四						
	香貫	15,331	4,564	29.8	721		かぬき
	大平						
南部	静浦	13,407	5,050	37.7	739	三浦	三浦・戸田
	内浦						
	西浦						
	戸田					戸田	

資料：人口は、平成26年10月1日現在の住民基本台帳による

日常生活圏域



6 第6次沼津市高齢者保健福祉計画の実施状況と評価

第6次沼津市高齢者保健福祉計画は、平成24年度から平成26年度を計画期間として策定しました。

そして、「いつまでも元気に楽しく過ごす」、「支え合いともに生きる」、「安心して暮らす」、「自分らしく生きる」という4つの基本理念のもと、健康づくりと介護予防、介護サービスの充実、地域ケア体制の整備、安全・安心のまちづくり、生涯現役で自分らしく生きるために、の5つを基本施策として掲げ、取り組んできました。

〈人口及び要介護・要支援認定者数の推計〉

第6次沼津市高齢者保健福祉計画策定にあたり、平成26年の総人口202,713人、65歳以上の高齢者人口55,794人と推計したところ、総人口は203,134人、65歳以上の高齢者人口は56,035人（平成26年10月1日現在の外国人を含む住民基本台帳人口）と概ね推計どおりでした。

一方、要介護・要支援認定者の出現率（要介護・要支援認定者数/高齢者人口）は、高齢者人口の15.0%、8,347人（第1号、第2号被保険者合計）と推計したところ、平成26年10月1日現在で、出現率は14.6%、要介護・要支援認定者数は8,197人でした。

〈健康づくりと介護予防〉

第6次沼津市高齢者保健福祉計画では、特定健康診査やがん等の検診、インフルエンザの予防接種費用の助成、高齢者筋力パワーアップ教室やノルディックウォーキング講習会などの様々な教室や、高齢者スポーツ大会の開催などの健康づくりへの取り組み、認知症の集団検査の実施や認知症・介護予防に関する教室の開催、閉じこもり予防のための生きがい活動支援事業など介護予防の取り組みを進めてきました。

〈介護サービス等の充実〉

介護保険による保険給付、地域支援事業によるサービス、沼津市特別給付、介護保険によらない市のサービスを組み合わせて、介護サービスを提供してきました。計画期間中の保険給付費は、見込み約396億円に対して98%の執行が見込まれ、概ね計画どおりのサービス提供が行われたと考えます。

また、施設整備については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所は、整備目標数の整備ができませんでしたが、これら以外の地域密着型サービスや施設・居住系サービスについては、計画どおり整備を進めました。

〈地域ケア体制の整備〉

地域包括支援センターの充実、緊急通報システムや配食サービスによる一人暮らし高齢者等の支援、予防相談の実施による認知症高齢者への支援、虐待防止の取り組みや消費生活相談の実施などによる権利擁護の推進、家族介護用品の支給や家族介護教室の実施等による介護する家族の支援など、概ね計画どおり進めました。また、地域包括支援センターを中心に、各地域において沼津医師会、沼津市歯科医師会、沼津薬剤師会、沼津警察署、自治会、民生委員、介護サービス事業所との連携を進めました。

〈安全・安心のまちづくり〉

ユニバーサルデザインの考え方のもと、まちづくりを進めました。

防犯・防災対策について、耐震補強などに対する助成を行うとともに、災害時要援護者避難計画の改正などの取り組みを進めました。

〈生涯現役で自分らしく生きるために〉

高齢者がいきいきと活動できるよう計画に沿い、健康・福祉・学習・趣味・ボランティアなどに関する情報提供や教室の開催、老人クラブやシルバー人材センターなどの活動に対して支援を行いました。

また、高齢者の生きがいづくりと健康づくり、社会貢献、社会参加を促進するため、関係団体と連携し、充実したシニアライフが送れるように情報の提供や相談などの支援を行いました。

第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者の現状

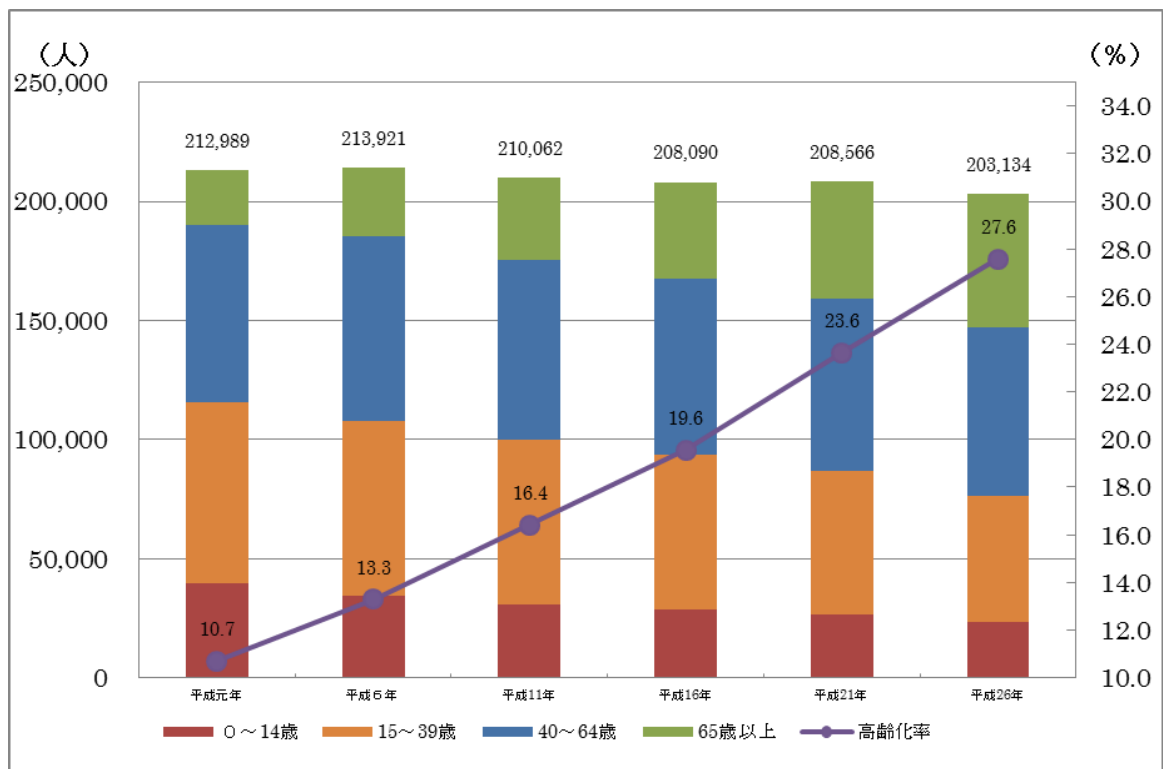
(1) 人口の推移など

① 年齢4区分別人口の推移

住民基本台帳で本市の人口の推移をみると、全体的に緩やかな減少傾向にあり、平成26年の総人口は203,134人で、20年前の平成6年から10,787人の減少となっています。

年齢4区分別にみると、64歳以下の人口は減少傾向となっています。一方、65歳以上の老年人口の増加が著しく、平成元年から平成26年にかけて約2.5倍に増加しています。

図1 年齢4区分別人口と高齢化率の推移



(各年10月1日現在)

資料：住民基本台帳

平成25年からは外国人を含めた住民基本台帳

※ 年齢4区分

65歳以上：老年人口

40～64歳：生産年齢人口

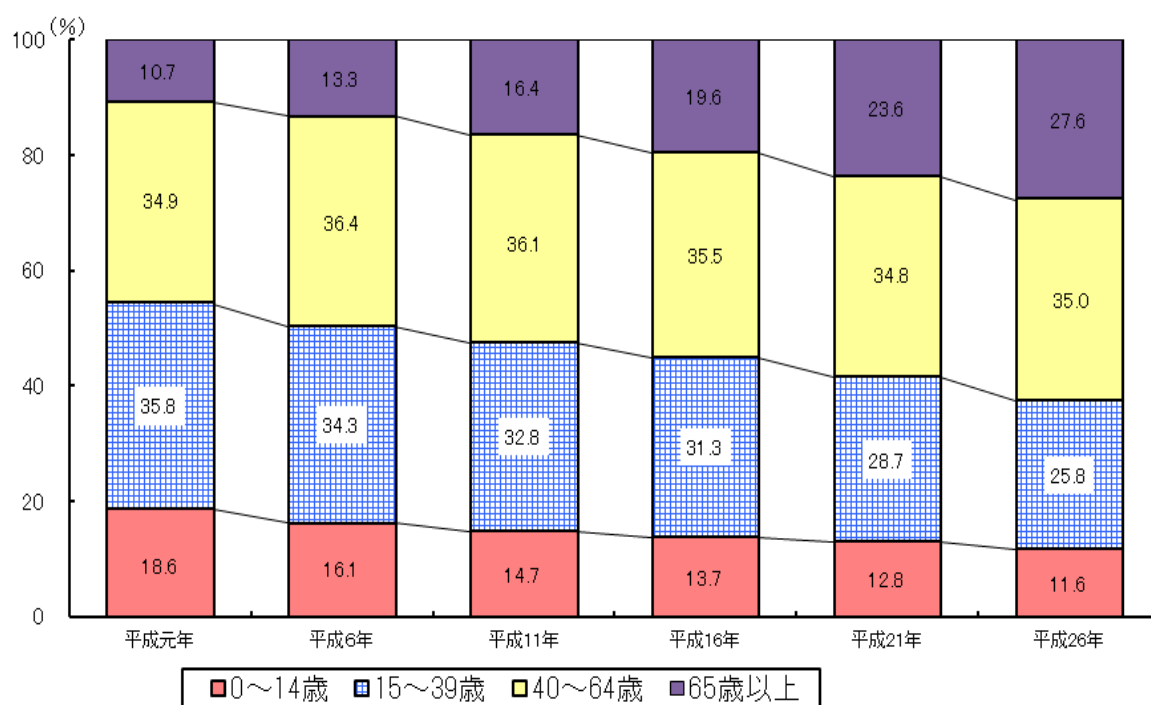
15～39歳：生産年齢人口

0～14歳：年少人口

② 年齢 4 区分人口比率の推移

年齢 4 区分人口比率は、65 歳以上の老年人口の占める割合が増加し続けており、平成 11 年以降は 0～14 歳の年少人口を上回り、平成 26 年では 27.6%と全体の約 4 分の 1 以上を占めています。

図 2 年齢 4 区分人口比率の推移



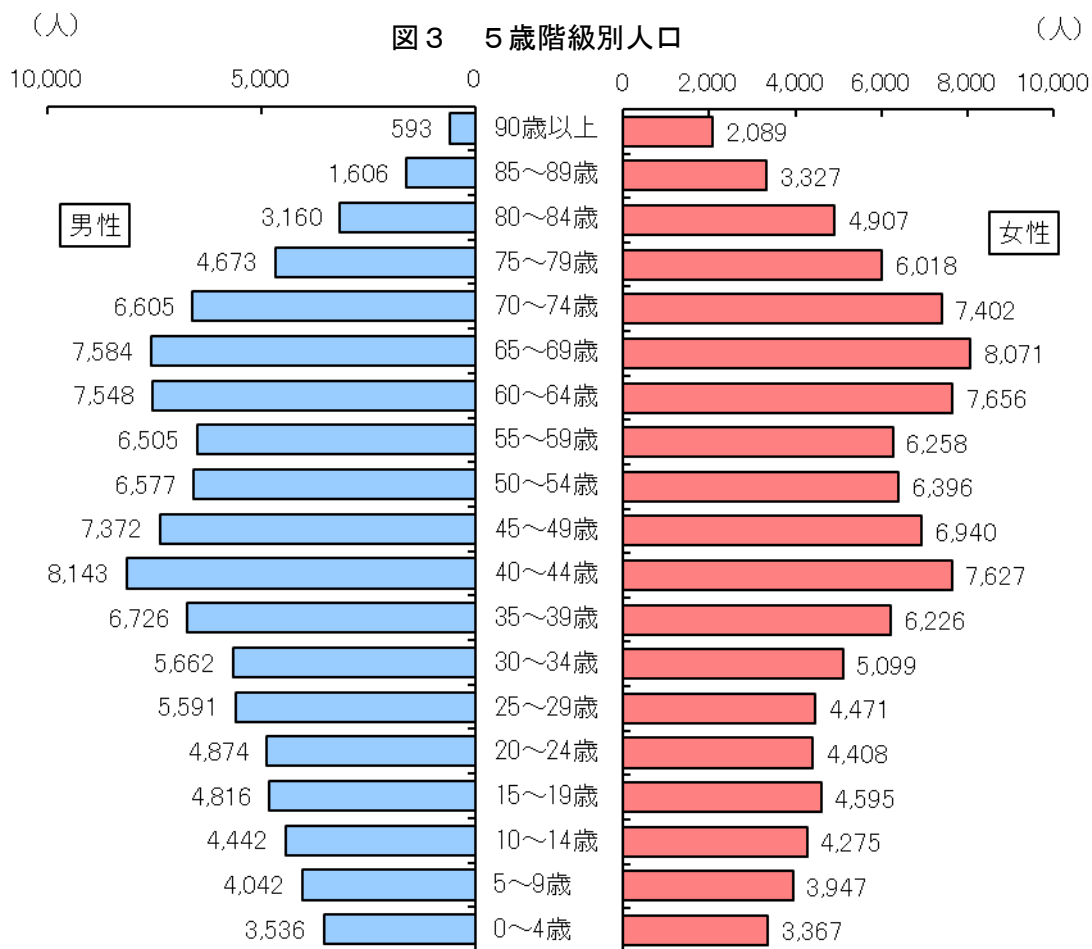
(各年 10 月 1 日現在)

資料：住民基本台帳

平成 25 年からは外国人を含めた住民基本台帳

③ 年齢5歳階級別人口

平成26年10月1日現在の人口を5歳階級別にみると、生産年齢人口が男女ともに多い「つぼ型」ですが、特に“団塊の世代”と呼ばれる第一次ベビーブーム年代と、その子どもの年代にあたる第二次ベビーブーム世代の40～44歳で多い「変形つぼ型」となっています。



資料：住民基本台帳（平成26年10月1日現在）

（２）高齢者の生活と意識に関する調査・介護サービス利用実態調査

高齢者の生活と意識に関する調査は、沼津市内の 65 歳以上の高齢者を対象に 2,000 人を無作為抽出、介護サービス利用実態調査は、在宅の要介護認定を受けている高齢者を対象に 1,000 人を無作為抽出して、郵送により調査を行い、それぞれ約 70%の方々から回答をいただき、平成 26 年 3 月に取りまとめました。

〈高齢者の生活と意識に関する調査〉

健康、普段の生活、今後の暮らしなどについて聞きました。

自分や家族の健康について関心が高く、健康のためにいろいろなことを心がけており、知りたいことでは、認知症の予防（48.4%）、がんや生活習慣病にならない工夫（48.2%）、望ましい食生活について（38.3%）、寝たきりの予防について（24.6%）となっており、予防についての関心が高いことが伺えます。

普段の生活では、買い物、通院、散歩などで、約 70%の方が週 4 日以上外出しています。

今後やってみたいことでは、趣味の活動、健康づくりやスポーツ、働くこと、学習や教養を高めるための活動の順でしたが、今後やってみたいことが特にない人が 28.7%いました。

今後の暮らしについて、介護が必要となったとき自宅での介護を希望する人は 58.3%でした。

〈介護サービス利用実態調査〉

普段の生活、介護保険制度、実際の介護の状況などについて聞きました。

食事については、約 4 人に 1 人が自宅で調理された食事以外の、家族が持ってきてくれる食事（14.8%）、配食サービスの利用（9.1%）、店で売っている弁当（5.1%）などでした。

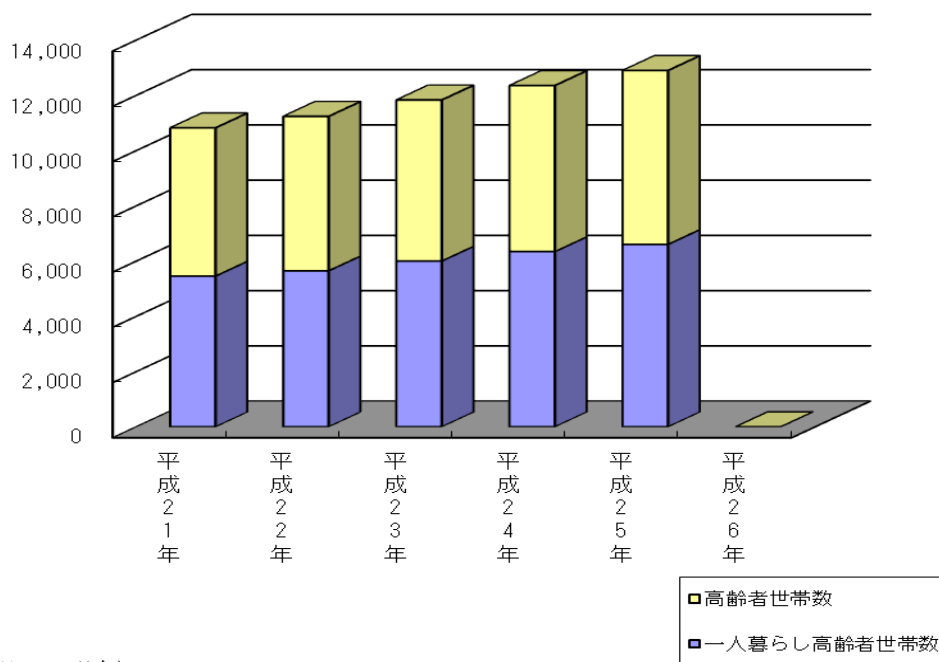
介護している人は、子、配偶者、子の配偶者の順に多く、70.0%が女性であり、また 66.2%が 60 歳以上でした。

(3) 一人暮らし高齢者等実態調査

毎年9月1日に実施している「一人暮らし高齢者等実態調査」によると、一人暮らし高齢者世帯数及び高齢者世帯の数は年々増加し、総世帯に占める割合は平成26年調査では●%となっていますが、その中でも特に一人暮らし高齢者世帯は急激な増加を示しており、全世帯の●%となっています。

図4 一人暮らし高齢者世帯・高齢者世帯数

(単位 世帯)



(各年9月1日現在)

資料：一人暮らし高齢者等実態調査

表1 一人暮らし高齢者世帯・高齢者世帯数の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
一人暮らし世帯数(世帯)	5,459	5,650	6,003	6,344	6,606	
割合(%)	6.3	6.5	6.9	7.2%	7.4%	
高齢者世帯数(世帯)	5,363	5,589	5,828	6,010	6,293	
割合(%)	6.2	6.5	6.7	6.8%	7.0%	
全世帯数(世帯)	86,688	87,139	87,550	87,739	89,583	

(各年9月1日現在)

資料：一人暮らし高齢者等実態調査

(4) 高齢者の就労状況

「高齢者の生活と意識に関する調査」によると、65 歳以上の高齢者の 4 人に 1 人が就労していると回答しています。

その中でも、75 歳以上の高齢者の 7 人に 1 人が就労しているとの回答をしています。

表 2 高齢者の就労状況

		全体	就労している		就労していない		無回答	
		(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
65 歳 ～ 74 歳	男性	376	147	39.1	228	60.6	1	0.3
	女性	414	114	27.6	299	72.2	1	0.2
	合計	790	261	33.0	527	66.7	2	0.3
75 歳 以上	男性	243	46	18.9	197	81.1	0	0.0
	女性	287	34	11.9	248	86.4	5	1.7
	合計	530	80	15.1	445	84.0	5	0.9
総計		1320	341	25.8	972	73.6	7	0.5

資料：高齢者の生活と意識に関する調査

(ただし、性別・年齢について回答のあった者 1,320 人)

2 高齢者に係る将来推計

(1) 人口及び高齢者人口

全国的に人口が減少すると推計されており、沼津市においても将来推計人口は減少傾向にあり、計画最終年の平成 29 年には 196,995 人となり、平成 26 年と比較すると約 3.0% 減と推計されます。一方で高齢者人口は、平成 29 年に 58,942 人、高齢化率は 29.9% となります。高齢者人口は平成 32 年がピークですが、総人口の減少があるため、高齢化率はその後もしばらく上昇を続けると推計されます。

図 5 沼津市の人口と高齢化率の推移

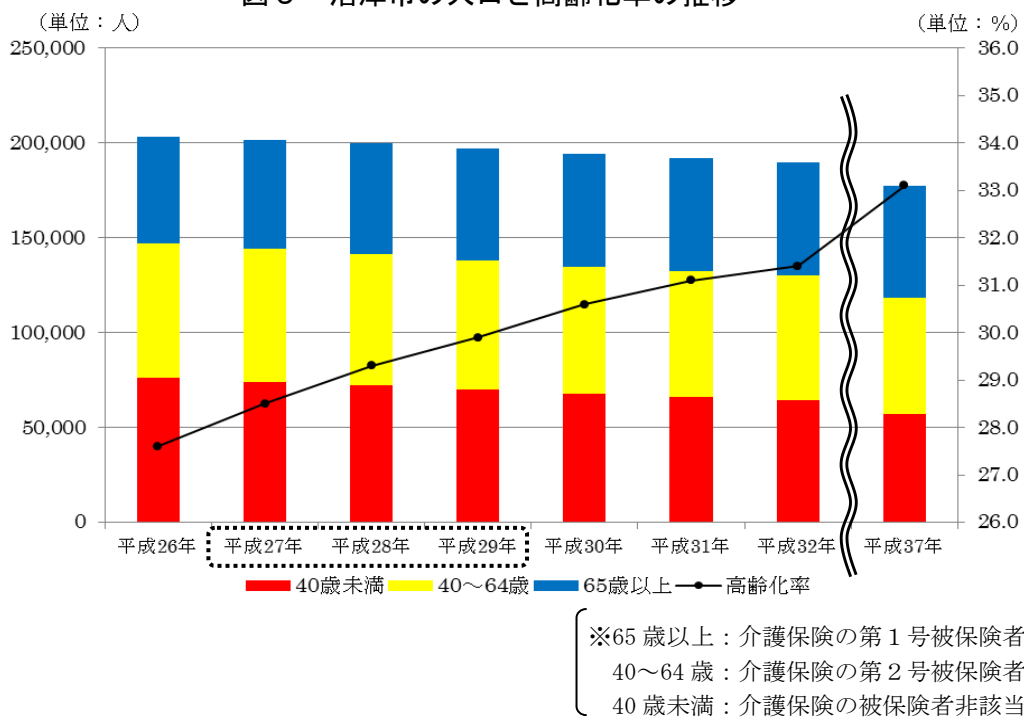


表 3 沼津市の人口及び年齢3区分別人口と高齢化率の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	203,134	201,664	199,688	196,995	194,281	191,841	190,026	177,212
40歳未満	76,077	74,108	72,115	69,786	67,767	65,942	64,642	57,319
40～64歳	71,022	70,139	69,136	68,267	67,113	66,332	65,753	61,262
65歳以上	56,035	57,417	58,437	58,942	59,401	59,567	59,631	58,631
前期高齢者	29,662	30,202	30,320	29,969	29,645	28,961	28,679	24,006
後期高齢者	26,373	27,215	28,117	28,973	29,756	30,606	30,952	34,625
高齢化率	27.6%	28.5%	29.3%	29.9%	30.6%	31.1%	31.4%	33.1%

(各年 10 月 1 日現在、平成 26 年 10 月 1 日の住民基本台帳を基準としコーホート変化率法により推計)

（２）要介護・要支援認定者数

要介護・要支援認定者数は年々増加し、平成 29 年度の認定者数は 8,831 人、第 1 号被保険者に対する出現率は 15.0%と推計されます。

図 6 介護度別認定者数の推移（第 1 号・第 2 号被保険者合計）

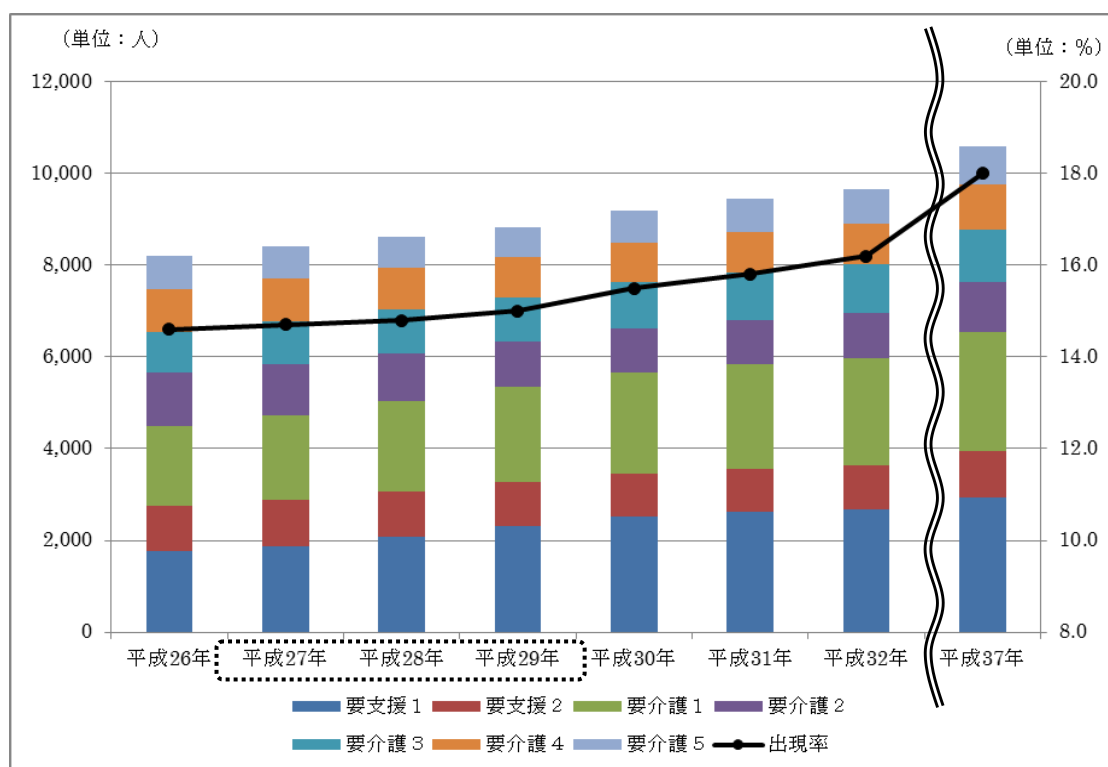


表 4 介護度別認定者数の推移（第 1 号・第 2 号被保険者合計）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
要支援1	1,757	1,861	2,082	2,318	2,510	2,617	2,684	2,931
要支援2	986	1,018	986	949	939	950	963	1,029
要介護1	1,746	1,853	1,961	2,080	2,206	2,266	2,322	2,582
要介護2	1,160	1,111	1,052	990	960	975	991	1,077
要介護3	892	938	964	966	1,012	1,035	1,055	1,146
要介護4	942	936	908	872	861	866	885	980
要介護5	714	701	673	656	698	725	745	831
合計	8,197	8,418	8,626	8,831	9,186	9,434	9,645	10,576
出現率	14.6%	14.7%	14.8%	15.0%	15.5%	15.8%	16.2%	18.0%
(各年10月1日現在)								

第3章 計画各論

1 地域包括ケアシステムの整備 (生活支援の必要のある方に)

「地域包括ケアシステム」とは、市民の皆さんが高齢になっても住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、高齢者の「住まい」を中心に、「医療」、「介護」、「介護予防」及び「生活支援」を一体的に提供する体制です。その体制整備のため、「医療・介護連携体制」、「生活支援体制」、「認知症初期支援体制」の整備に向けた取り組みを進めると共に、各地域包括支援センターが中心となり、医療・介護・地域住民の皆さんなど、地域全体が行政と連携し、各地域の特徴を生かした高齢者を支える体制づくりを進めます。

(1) 地域での連携、協働による高齢者の支援

〈主な実施事業〉

- 地域ケア会議の開催
- 地域資源マップの作成と情報提供
- 地域での支え合い体制づくり
- 地域での交流の場づくりへの支援
- 高齢者あんしんサポート店
- 高齢者あんしん見守りネットワーク

今後の取組

地域包括ケアシステム整備において、高齢者の住み慣れた地域での生活支援サービスの整備が必要となることから、地域と連携・協働を図ると共に、高齢者のニーズに応えられる地域独自の生活支援サービスの整備を進めます。

（２）地域包括支援センターの拡充

〈主な実施事業〉

○高齢者が住み慣れた地域で生活していくことを支援するための総合相談窓口として、平成 18 年度から 5 つの日常生活圏域に 8 か所の地域包括支援センターを設置しています。高齢者人口の増加から、その設置数や担当地区についての見直しを行い、平成 29 年度から、地域包括支援センターを 11 か所に再編成します。

○地域包括支援センターの役割

- ① 介護予防ケアマネジメント
- ② 総合相談支援
- ③ 権利擁護事業
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント

○地域における支え合い体制づくり

○地域包括支援センターの情報発信

地域包括支援センター事業実施スケジュール



今後の取組

平成 30 年度からの在宅医療・介護連携体制、認知症初期支援体制、生活支援体制の整備に向け、医療・介護・地域の連携をさらに進め、地域包括ケアシステムの中核として、高齢者を支援する地域でのネットワークづくり等を推進します。

(3) 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯への支援

〈主な実施事業〉

- 緊急通報システム事業
- 配食サービスによる安否確認も兼ねた支援
- 日常生活用具の給付
- 軽度生活援助の実施
- 寝具乾燥消毒等サービス
- 粗大ごみ戸別収集
- 老人クラブによる友愛訪問
- 地域での交流の場づくりの支援
- 高齢者あんしんサポート店
- 高齢者あんしん見守りネットワーク

今後の取組

一人暮らし高齢者等が、地域の中で孤立することなく安心して暮らせるように、健康づくりや介護予防等を通じて、地域や関係機関が様々な角度から高齢者との係わりを増やし、一人暮らし高齢者等を見守り支える連携の仕組みづくりを進めていきます。

また、高齢者の居場所づくりに向け、サロン活動など各地区の社会福祉協議会等の活動を支援していきます。

(4) 認知症施策の推進

〈主な実施事業〉

- 認知症に関する知識の普及・啓発
- 認知症の早期発見・早期支援
- 認知症高齢者とその家族の支援
- 認知症高齢者をケアする人材の育成
- 認知症地域支援推進員

今後の取組

認知症サポーターを各地域包括支援センターの活動の中で活かす取り組みやキャラバン・メイトが地域で活躍できる体制づくりを進めます。警察などの関係機関や関係団体と連携し、電子メールを活用した徘徊搜索ネットワークづくりを進めます。

（５）医療・介護の連携

〈主な実施事業〉

- 医療・介護サービス情報把握及び提供
- 地域ケア会議の開催

今後の取組

地域の医療・介護関係者等に対する、在宅医療、介護サービスに関する相談受け付けと研修会の実施及び市民の皆さんに対する在宅医療・介護連携に関する事項の普及・啓発などについて、医療・介護関係者と協議しながら、平成 30 年度からの実施に向けた取り組みを推進します。

（６）高齢者の権利擁護

〈主な実施事業〉

- 高齢者虐待防止
- 消費生活相談
- 成年後見制度の活用

今後の取組

高齢者が尊厳を持って生活していくことを支援していくために、権利擁護の取り組みを引き続き進めます。このため、高齢者虐待防止の啓発を行うとともに、もしもの時には関係機関が連携して迅速に高齢者を支援・保護します。

また、認知症高齢者の増加を踏まえて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知、利用の支援を進めます。併せて、成年後見制度の利用の増加に対応するため、専門職と連携して後見を担う市民後見人の養成体制の整備に向けた取り組みを行っていきます。

また、高齢者が消費者トラブルにあわないように、各地域に出向いて消費生活の啓発講座を開催するとともに、悪徳商法の被害に気がつかない高齢者も多いことから、消費生活センター、地域包括支援センターや民生委員と連携を図り、相談窓口の周知、被害の早期発見と解決に努めます。

（７）介護する家族のために

〈主な実施事業〉

- 家族介護用品の支給
- 家族介護教室の開催
- 介護マークの周知と活用促進

今後の取組

介護をする人の心身の負担は大きく、また老々介護と言われるように介護をする人の高齢化も進んでいます。

このため、家族介護教室を開催して介護に関する情報提供を行うとともに、介護をする人の間で情報交換ができるように、認知症カフェをはじめ、地域で介護をする家族などが集まれる場をつくるなど、介護する人たちを支援します。

（８）高齢者の生活支援

〈主な実施事業〉

- 生活管理指導事業
- 養護老人ホームへの入所措置
- 高齢者よろず相談窓口での生活支援

今後の取組

今後も、支援が必要な高齢者に対し、自立した生活が続けられるよう適切な支援をしていきます。

2 介護予防

（健康に不安のある方、要支援の認定を受けている方に）

介護予防の取り組みについては、介護保険法の改正により、要支援者を含む高齢者等に対して、地域の実情に合わせた柔軟な取り組みが可能とした、「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行が決まり、高齢者を取り巻く環境が大きく変わります。

市では、高齢者が心身共に健康を維持していくためには、健康診査等により自分の健康状態を日頃からチェックし、適度な運動と適切な生活習慣を心がけ、要介護・要支援になるおそれのある高齢者は、適切な介護予防プログラムにより、維持・改善を図っていくことが必要であると考えていることから、従来の介護予防事業を継続実施すると共に、「介護予防・日常生活支援総合事業」の平成 29 年度開始に向けた準備を進めます。

（１）介護予防事業の推進

〈主な実施事業〉

- 介護予防教室などの開催
- 地域での交流の場づくりの支援
- 要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者の把握
- 通所型介護予防事業

今後の取組

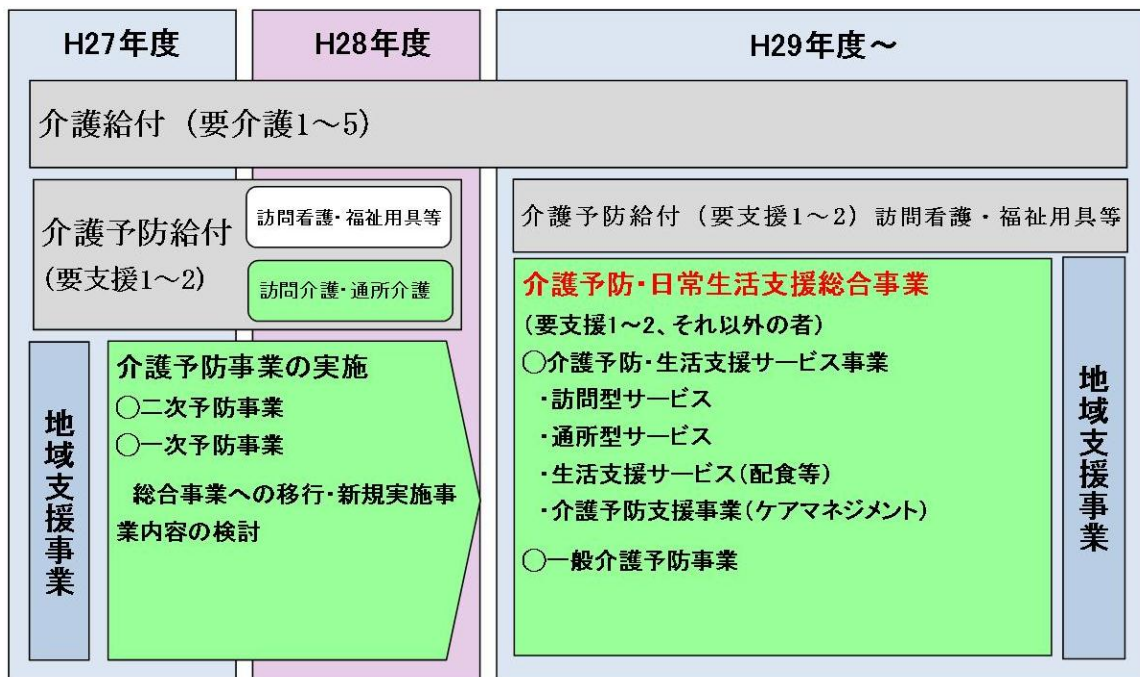
これまでの事業に、リハビリテーション専門職の活用等を加え、より効果的・効率的な事業として継続していきます。

また、介護予防についても、地域でのつながりの中での取り組みが必要となることから、各自治会、地区社会福祉協議会と地域包括支援センターが連携を取りながら、居場所づくりや生きがいづくり等、地域における介護予防の場を作っていきます。

（２）介護予防・日常生活支援総合事業の推進

市では、訪問・通所介護サービス事業者に加え NPO，民間企業，ボランティアなどの地域の多様な事業主体による多様なサービスの受け皿の整備や地域の特性を生かした取り組みを創出するため、平成 27～28 年度の 2 年間の準備期間をとり、平成 29 年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施します。

介護予防・日常生活支援総合事業への移行イメージ



- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報発信

今後の取組

各地域において、その地域に必要な生活支援サービスのニーズ把握を行い、自治会、地区社会福祉協議会、介護サービス事業所、NPO 等の団体との連携を図る場を設けると共に、多様な生活支援サービスを実際に提供する法人・団体等の確保・育成及び連携するための取り組みを進めます。

3 介護サービスの充実 (要介護・要支援の認定を受けている方に)

高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援の認定を受けている方の数は増加しています。これらの方々が安心して自分らしい生活を送ることができるように、介護保険によるケアプランに基づいた在宅でのサービス、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービス、施設サービスなどの給付と、沼津市特別給付などの本市独自のサービスを組み合わせて介護サービスを提供していきます。

- (1) 要介護認定を受けている方に
(2) 要支援認定を受けている方に

サービス 一覧表

区 分			(1) 要介護の認定を受けた方へのサービス	(2) 要支援の認定を受けた方へのサービス
介護保険	介護（予防）サービス	在宅サービス	①居宅介護支援（ケアマネジメント）	③②介護予防支援
			②訪問介護（ホームヘルプ）	③③介護予防訪問介護
			③訪問入浴介護	③④介護予防訪問入浴介護
			④訪問看護	③⑤介護予防訪問看護
			⑤訪問リハビリテーション	③⑥介護予防訪問リハビリテーション
			⑥居宅療養管理指導	③⑦介護予防居宅療養管理指導
			⑦通所介護（デイサービス）※1	③⑧介護予防通所介護
			⑧通所リハビリテーション（デイケア）	③⑨介護予防通所リハビリテーション
			⑨短期入所生活介護（ショートステイ）	④⑩介護予防短期入所生活介護
			⑩短期入所療養介護	④⑪介護予防短期入所療養介護
			⑪認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）	④⑫介護予防認知症対応型通所介護
			⑫小規模多機能型居宅介護	④⑬介護予防小規模多機能型居宅介護
			⑬定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
			⑭複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
			⑮福祉用具貸与	④⑭介護予防福祉用具貸与
			⑯居宅介護福祉用具購入	④⑮介護予防福祉用具購入
			⑰居宅介護住宅改修	④⑯介護予防住宅改修
	施設等サービス		⑱介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※1	
			⑲介護老人保健施設	
			⑳介護療養型医療施設	
			㉑認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	④⑰介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援1の方は利用できません）
			㉒特定施設入居者生活介護	④⑱介護予防特定施設入居者生活介護
	沼津市特別給付		㉓配食サービス	
			㉔見守り型訪問介護（見守り・外出支援）	
			㉕住宅改修（支給限度基準額の上乗せ分）	
	地域支援事業		㉖家族介護用品の支給（要介護2以上の方）	
	介護保険以外の沼津市のサービス			㉗重度要介護者通院支援（要介護4・5の方）
㉘訪問理・美容サービス（要介護2以上の方）				
㉙緊急通報システムの設置				要介護・要支援認定の有無にかかわらず利用できます。
㉚寝具乾燥消毒等サービス				
㉛日常生活用具給付				
※サービスの提供にはそれぞれ条件があります。				
※1 通所介護と介護老人福祉施設は、地域密着型サービスを含みます。				

(3) 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの量の見込み

(4) 施設の整備目標

〈考え方〉

高齢者の多くは、介護が必要となっても、住み慣れた地域で生活を継続することを望んでいますが、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加などにより、家庭における介護力の低下も予測されます。そのため、本人や家族の状況によっては、介護の専門家がお世話をする施設の利用も必要です。

介護サービスの充実のためには、介護の必要な方がそれぞれの身体状況にあった適切な支援を受けることができるような基盤整備が望ましいことから、サービスと負担のバランスに配慮しながら、在宅生活を支援するサービス拠点の整備と介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の入居施設の整備を進めていきます。

また、在宅生活を支援するサービス拠点の整備においては、地域包括ケアシステムの中でも位置づけられている定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所や複合型サービス事業所などの 24 時間安心して生活ができる地域密着型サービスの提供を目指して進めます。

(5) よりよい介護保険制度のために

〈主な実施事業〉

- 介護保険サービスに関する情報提供
- 介護保険サービス利用者等の意見の聴取
- 介護保険事業者の指導の実施
- 介護保険給付の適正化の取組
- 介護に携わる人材の育成への支援

今後の取組

介護サービスの質の向上のためには、情報公開により、利用者が介護保険サービスに関する情報をいつでも得られること、事業者が法令順守を徹底し利用者の立場に立った介護保険サービスの提供に努めること、行政は利用者の声をよく聞き、適正な介護保険サービスが事業者により提供されるよう指導していくことが求められます。

そのため、介護支援専門員や介護職員など介護に携わる人材の育成を支援するとともに、ケアプランの点検など介護保険給付の適正化に努めていきます。

(6) 第1号被保険者の保険料について

〈考え方〉

① 算出の方法

第1号被保険者の保険料は、計画期間の平成27年度から平成29年度に必要な保険給付費、地域支援事業費等の総額から、国、県、市の負担金及び第2号被保険者の保険料を差し引いて、第1号被保険者数で割って算出します。

② 第1号被保険者の負担割合

介護保険の保険給付に係る財源の1／2は公費で、残りの半分は保険料で賄われています。平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者(65歳以上の方)の負担割合は22%です。(現行は21%)

③ 所得の少ない被保険者の保険料に配慮をします。

4 安全・安心のまちづくり

すべての高齢者が安全に安心して暮らせるまちとは、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちでもあります。

都市基盤の整備や生活環境の向上により、高齢者が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていきます。

(1) ユニバーサルデザインによるまちづくり

〈主な実施事業〉

- ユニバーサルデザインの考え方に基づく取組

今後の取組

ユニバーサルデザインの考え方のもと、あらゆる業務や事業を進め、高齢者など誰もが平等に参加できるまちづくりを進めていきます。

(2) 住環境の整備及び確保

〈主な実施事業〉

- 住宅改修の支援
- 有料老人ホームの整備に係る指導

今後の取組

要介護・要支援者が、在宅での暮らしを継続できるよう支援するため、住宅改修の支給限度基準額の上乗せなどを引き続き行っています。

有料老人ホームについては、引き続き法令を遵守した設置・運営を指導していきます。

（３）生活環境の向上

〈主な実施事業〉

- 高齢者の移動手段の確保
- 交通安全対策の実施

今後の取組

交通安全教室の開催などにより、高齢者事故の防止に取り組むとともに、高齢者運転免許自主返納を呼びかけるなど高齢者に起因する交通事故の防止においても取り組んでいきます。

全国的に過疎地域だけでなく都市部でも、高齢者が生活するために必要な通院や買い物のための移動手段に関する問題が出てきていますので、本市における状況を調査し、必要な対策の検討を進めます。

（４）防犯・防災対策

〈主な実施事業〉

- 防犯まちづくり事業
- 木造住宅耐震補強助成事業
- 家具転倒防止事業
- 災害時要援護者支援の取組
- 災害時要介護者等の避難施設に関する協定
- スプリンクラー整備の啓発

今後の取組

日常の防犯、防災対策を進めるとともに、地震などの大規模な自然災害に対しては、自ら備える「自助」、地域で備える「共助」、行政が備える「公助」が相互に連携し、防災・減災対策を関係機関等と協力して進めていきます。

施設及び事業所の実地指導の際には、必要な水・食料等の備蓄、避難路の確認、避難訓練の実施など、災害への対応について指導していきます。

5 健康づくりと生きがいづくり

高齢者が関心を持ち心がけているとおり、心身の健康を維持していくことは、豊かな高齢期を過ごすための基本です。

そのためには、健康診査等により自分の健康状態を日頃からチェックし、適度な運動と適切な生活習慣を心がけることが大切です。

また、豊富な経験と知識を持った高齢者の方も多いことから、高齢者の経験と知識を活かす仕組みづくりにも取り組めます。

(1) スポーツの推進と健康づくり

〈主な実施事業〉

- スポーツ・健康づくり教室の開催
- スポーツ大会の支援

今後の取組

高齢者のライフスタイルは様々であり、一人ひとりの高齢者に合ったスポーツと健康づくりの環境が必要です。

すべての高齢者が気軽にスポーツや健康づくりに取り組めるよう、開催する地域や時期、内容を工夫して教室を開催します。

また、高齢者向けスポーツの推進のために、スポーツ大会の支援や高齢者に合った新しいスポーツの普及に取り組んでいきます。

(2) 健康診査・がん等の検診など

〈主な実施事業〉

- 健康診査やがん等の検診の実施
- インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成

今後の取組

自分の健康状態を知り、疾病の早期発見・早期治療につなげるためには、定期的に健康診査やがん等の検診を受診することが重要であることから、その普及啓発に引き続き努めていきます。

また、歯周病検診で歯と口の健康が全身の健康に及ぼす影響や正しい歯磨き、義歯の手入れについて普及啓発します。

（３）高齢者の様々な活動支援

〈主な実施事業〉

- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 高齢者学級開設運営事業
- 高齢者等福祉世代交流活動施設の運営

今後の取組

多様な高齢者のニーズの把握に努め、高齢者を対象とした各種教室・講座を充実させていきます。

（４）高齢者の経験と知識を活かす仕組みづくり

〈主な実施事業〉

- セカンドライフ講座の開催などの情報提供
- 高齢者よろず相談窓口

今後の取組

豊富な経験と知識を持った高齢者と、地域社会の中で求められる高齢者ニーズを結びつける仕組みづくりを進めていきます。

これから高齢期を迎える方には、セカンドライフに向けての情報提供等の支援を行っていきます。

（５）老人クラブの支援

〈主な実施事業〉

- 老人クラブ育成事業

今後の取組

高齢者人口は増加を続けているものの、老人クラブ加入者は減少傾向にあることから、老人クラブの意義を再確認し、加入促進策を老人クラブとともに考えていきます。

また老人クラブを中心として、健康づくりを目的とした高齢者スポーツの振興を図ります。

（６）敬老行事の開催

〈主な実施事業〉

- 敬老行事の実施

今後の取組

今後も、敬老の日に合わせて敬老行事を開催し、高齢者を敬愛し、長寿を祝っていきます。なお、昨今の高齢者の意識の変化や敬老行事対象者の増加を踏まえ、今後も関係団体等と協力して見直しを進めていきます。

（７）高齢者の就労支援

〈主な実施事業〉

- シルバー人材センター育成事業
- 高齢者就業センターの運営

今後の取組

高齢者人口の増加が続いていますが、それぞれの高齢者の持つ経験や知識を十分活かしてさらなる社会活動や就労を支援していくことが必要となります。

就労支援については、これまで技能労働を中心とした支援が行われてきましたが、それ以外の多様な知識・能力を持った高齢者が多くいると思われますので、NPOと連携を図るなどの方法により発掘し、その能力を活かしていけるよう取り組んでいきます。

特に、意欲と能力に応じた就業機会を確保・提供し、社会を支える立場であり続ける高齢者を増やしていくことが必要となっていることから、高齢者就業センターの機能充実・強化に取り組んでいきます。

第4章 計画推進のために

計画策定後は、本計画について広くお知らせし、計画の進捗状況についてもいろいろな形で情報提供していきます。

計画を確実に推進していくために、実施計画を策定し進行管理を行います。

計画最終年の平成 29 年度に本計画の実施状況の点検・評価を行い、平成 30 年度からの次期計画に反映させていきます。